



山形県公報

平成27年6月19日(金)
第2656号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……821
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……同
- 広告景観モデル地区の基本方針の案の縦覧……………(県土利用政策課) ……822
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……823
- 同……………(同) ……824

## 告 示

### 山形県告示第581号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字寺津1410番地
- 3 認可年月日  
平成27年6月12日

### 山形県告示第582号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営天童豊栄地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天童豊栄地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
天童市役所及び河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成27年6月26日から同年7月27日まで
- 4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定のあったことを

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第583号

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第17条の2第1項の規定により次の広告景観モデル地区を指定するため、同条第4項の規定により、広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針の案を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名 称 黒獅子の郷広告景観モデル地区  
 (2) 区 域 長井市本町及び栄町の一部の区域

#### 2 基本方針の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年6月19日から同年7月3日まで  
 (2) 場 所 県土整備部県土利用政策課及び置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課並びに長井市建設課

#### 3 その他

1の(2)の区域の住民及びその区域において広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれを管理する者は、この基本方針の案について、縦覧期間が経過する日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

### 山形県告示第584号

次の開発行為は、完了した。

平成27年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 許可番号

平成27年1月7日 指令村総建第252号

#### 2 開発区域に含まれる地域の名称

上市市金生東一丁目29番1、29番2、29番3、1061番

#### 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

天童市東久野本一丁目1番12号 株式会社須藤不動産

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成27年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                      | 日 時                       | 入札に付する物件                                                                                                               | 予定価格        |
|------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎<br>4階402会議室 | 平成27年7月24日（金）<br>午前10時30分 | 山形市東原町二丁目377番<br>宅地（実測） 376.26平方メートル<br>（公簿） 367.90平方メートル<br>山形市東原町二丁目378番<br>宅地（実測） 511.47平方メートル<br>（公簿） 517.28平方メートル | 47,800,000円 |
|                                          | 平成27年7月24日（金）<br>午後1時30分  | 山形市前田町4番5<br>土地及び建物<br>宅地 338.98平方メートル<br>住宅建 107.80平方メートル                                                             | 26,319,520円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                               | 場 所                                      | 日 時                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------|
| 山形市東原町二丁目377番<br>宅地（実測） 376.26平方メートル<br>（公簿） 367.90平方メートル<br>山形市東原町二丁目378番<br>宅地（実測） 511.47平方メートル<br>（公簿） 517.28平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎<br>3階301会議室 | 平成27年6月25日（木）<br>午後1時30分 |
| 山形市前田町4番5<br>土地及び建物<br>宅地 338.98平方メートル<br>住宅建 107.80平方メートル                                                             |                                          |                          |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成27年4月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人プチュナイテッドアスリートクラブ

(2) 代表者の氏名

相田 克平

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市林泉寺一丁目2番55号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、フットサル及びスポーツ活動のため、指導・育成、指導者の養成、施設の設置・管理及び運営、スポーツ・文化に関する事業を行い、フットサルを中心とした、生涯スポーツ・生涯学習の実現、総合型地域スポーツクラブの発展と地域コミュニティの確立及び活性化に寄与すること、子どもの健全育成の精神に基づき、子どもの生活環境の維持の援助及び生活困窮者の子どもに対する各種援助をすることにより、社会教育の推進を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年6月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成27年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人廃校再生プロジェクトNPO法人はじまりの学校

(2) 代表者の氏名

佐藤 廣志

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡高畠町大字時沢1256番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地方創生の基本課題である、経済の衰退と人口の減少の悪循環構造からの脱却を目指し、企業ではなく、人を地域に呼び戻すべく、経営改革や事業創造を先導する高度人材、将来を担う基盤人材が活躍する環境の実現に寄与することを目的とする。